

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	商工観光部（現 産業振興部）
監査の種類	平成27年度 定期監査（28監第3号 平成28年4月1日報告）

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 支出事務（その1）</p> <p>補助金の交付事務において、補助金交付要綱が整備されていない。</p> <p>※ 洋上風力発電関連産業集積に関するいわき市連絡会議運営補助金外7件の補助金の交付に係る事務については、市補助金等交付規則を事務処理根拠として交付決定を行っているが、補助金等の交付にあたっては、公平性や透明性の確保を図る観点から、同規則に定めるもののほか、要綱において、補助事業の目的、補助限度額、補助率及び具体的な手続等を明確に定める必要があるものの、個別の補助金交付要綱が整備されていない。</p> <p style="padding-left: 2em;">（産業・港湾振興課、観光振興課、交流推進課、公営競技事務所）</p> <p>○ 事例が認められた補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 洋上風力発電関連産業集積に関するいわき市連絡会議運営補助金（産業・港湾振興課） ・ 環境・エネルギー関連産業創出支援事業補助金（産業・港湾振興課） ・ いわき花火大会開催支援補助金（観光振興課） ・ いわきサンシャインマラソン補助金（観光振興課） ・ 太平洋諸国舞踊祭開催支援事業費補助金（交流推進課） ・ 太平洋・島サミット開催支援事業費補助金（交流推進課） ・ アンダー15 野球ワールドカップ推進委 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洋上風力発電関連産業集積に関するいわき市連絡会議運営補助金 ・ 環境・エネルギー関連産業創出支援事業補助金 <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>これまで、前例を踏襲した事務処理により、いわき市補助金等交付規則に基づき、交付することで、公平性や透明性の担保がされているものと誤認識をしておりました。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>洋上風力発電関連産業集積に関するいわき市連絡会議運営補助金については、市内の経済団体や産業支援機関及び行政が相応の役割を担う共同体を組織することを目的として設立された経緯、また洋上風力実証事業終了後の事業化を支援するための設置期間を限定した組織であること等を踏まえ、今後は負担金として処理することといたしました。</p> <p>環境・エネルギー関連産業創出支援事業補助金については、平成28年3月18日付で、「いわき市環境・エネルギー関連産業創出支援事業補助金交付要綱」を制定し、今年度の補助金分から適用して参ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競輪選手訓練指導育成助成金 <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>前例を踏襲した事務処理をしてしまい、要綱の整備について、失念しておりました。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
員会補助金（交流推進課） ・ 競輪選手訓練指導育成助成金（公営競技事務所）	〔措置した内容〕 平成 28 年 6 月 9 日付で、「いわき市競輪選手育成強化事業補助金交付要綱」を制定し、今年度の補助金分から適用して参ります。

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	商工観光部（現 文化スポーツ室、観光交流室）
監査の種類	平成27年度 定期監査（28監第3号 平成28年4月1日報告）

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 支出事務（その1）</p> <p>補助金の交付事務において、補助金交付要綱が整備されていない。</p> <p>※ 洋上風力発電関連産業集積に関するいわき市連絡会議運営補助金外7件の補助金の交付に係る事務については、市補助金等交付規則を事務処理根拠として交付決定を行っているが、補助金等の交付にあたっては、公平性や透明性の確保を図る観点から、同規則に定めるもののほか、要綱において、補助事業の目的、補助限度額、補助率及び具体的な手続等を明確に定める必要があるものの、個別の補助金交付要綱が整備されていない。</p> <p style="padding-left: 2em;">（産業・港湾振興課、観光振興課、交流推進課、公営競技事務所）</p> <p>○ 事例が認められた補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 洋上風力発電関連産業集積に関するいわき市連絡会議運営補助金（産業・港湾振興課） ・ 環境・エネルギー関連産業創出支援事業補助金（産業・港湾振興課） ・ いわき花火大会開催支援補助金（観光振興課） ・ いわきサンシャインマラソン補助金（観光振興課） ・ 太平洋諸国舞踊祭開催支援事業費補助金（交流推進課） ・ 太平洋・島サミット開催支援事業費補助金（交流推進課） ・ アンダー15 野球ワールドカップ推進委 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いわき花火大会開催支援補助金 ・ いわきサンシャインマラソン補助金 ・ 太平洋諸国舞踊祭開催支援事業費補助金 ・ 太平洋・島サミット開催支援事業費補助金 ・ アンダー15 野球ワールドカップ推進委員会補助金 <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>補助金の交付団体が、その事業のために組織された特定団体であり、補助金の使途が明確であること、さらには、交付決定を行う際、補助金等交付規則に基づく事業計画書及び予算書等の関係資料をもって必要な決裁権者の決裁を得ていることから、個別の補助金交付要綱を整備せず、従前どおりの取り扱いでよいものと認識しておりました。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いわき花火大会開催支援補助金 ・ いわきサンシャインマラソン補助金 <p>平成28年4月1日付で補助金交付要綱を定めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太平洋諸国舞踊祭開催支援事業費補助金 ・ 太平洋・島サミット開催支援事業費補助金 ・ アンダー15 野球ワールドカップ推進委員会補助金 <p>舞踊祭及び島サミットについては、指摘時点で事業が終了していたことから、当該事業に係る要綱を整備しておりません。</p> <p>また、U-15 野球ワールドカップについては、今年度までの事業であることから、補助</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>員会補助金（交流推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 競輪選手訓練指導育成助成金（公営競技事務所） <p>2 支出事務（その2）</p> <p>補助金の交付事務において、交付申請書が事業実施後に提出されている例が認められた。</p> <p>※ いわき市合宿開催補助金に係る申請書の提出期限については、市合宿開催補助金交付要綱第5条の規定により、補助対象事業を行おうとする日前10日とされている。</p> <p>補助事業の着手予定日が平成27年8月18日である当該補助金の交付申請書については、同年8月8日まで（ただし、8月8日は土曜日であるため、8月10日までとなる。）に提出しなければならないが、当該提出期限を過ぎ、かつ、事業実施後の8月23日付けの申請書を8月17日に受け付けた上で、交付決定を行っていた。</p> <p style="text-align: right;">（観光振興課）</p> <p>3 契約事務（その1）</p> <p>土地の賃貸借に係る契約事務において、変更契約が締結されていない例が認められた。</p> <p>※ 薄磯海岸園地敷に係る土地の賃貸借については、契約期間を平成26年4月1日から平成29年3月31日までとし、平成26年4月1日付けで契約を締結しているが、当該土地が薄磯震災復興土地区画整理事業の対象区域となったことに伴い、平成26年度</p>	<p>金交付要綱の整備までは行わずに、今年度については、交付決定に係る起案書内に、交付目的の妥当性と交付額を記載し、市長までの決裁を得ることで対応いたしました。</p> <p>なお、今後同様の事業があった場合は、市補助金交付規則に定めるもののほか、補助事業の目的等を明確に定めた補助金交付要綱を整備し、適正な事務の執行に努めることとします。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>当該案件につきましては、申請者に対し、事前に申請書類の提出期日等について説明を行っておりましたが、申請者からの書類の提出が遅れ、結果として事業実施後の提出となったものであります。</p> <p>また、当時の事務担当者が、交付要綱第5条の規定による申請書の提出期日について失念していたことから、事業実施後の申請書の提出であるにも関わらず、事業着手直前の日付により、収受してしまったものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>指摘日以降の交付申請について、いわき市合宿開催補助金交付要綱に基づき、申請日を厳守の上交付事務を執り行うこととしております。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>賃貸借契約を行っていた一団の土地の一部が、震災復興土地区画整理事業の対象区域に含まれるといったことに加え（他の地権者の契約は継続）、担当者の認識不足により、変更契約を失念したことに伴い発生したものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>末時点で契約が終了することを、双方口頭で合意していた。</p> <p>しかしながら、口頭で合意していたとはいえ、原契約については契約書を取り交わしていることから、契約の終了（契約期間の変更）についても変更契約書を取り交わすべきである。【類例1件あり】</p> <p style="text-align: right;">（観光振興課）</p> <p>4 契約事務（その2）</p> <p>土地の賃貸借に係る契約事務において、複数年契約を締結する場合に必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 薄磯駐車場敷（灯台下）に係る土地の賃貸借については、契約期間を平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間としていることから、契約に当たっては、あらかじめ地方自治法第214条の規定に基づき、予算で債務負担行為として定めておくか、又は同法第234条の3の規定に基づき、長期継続契約を適用して、契約書中に翌年度以降の予算額に減額等があった場合は契約を解除する旨のいわゆる「条件付解除条項」を設ける必要があるが、本件では、いずれの措置も講じられていなかった。</p> <p style="text-align: right;">（観光振興課）</p>	<p>変更契約の締結について、地権者との協議が終了し、現在、事務処理を進めているところであることから、7月中には完了できるものと考えております。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>土地賃貸借契約書作成事務の認識誤りにより発生してしまったものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今回の契約期間は、平成26年度から平成28年度までであり、最終年度である今年度についても予算措置がなされ、契約額と同額の支出負担行為済みであることから、次期の土地賃貸借契約（平成29年4月1日契約予定）より、条件付解除条項について、正しく記載することといたします。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	商工観光部（現 産業振興部）
監査の種類	平成27年度 定期監査（28監第3号 平成28年4月1日報告）

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>1 工場等立地奨励金の返還事務について</p> <p>市においては、返還金の発生以降、代表清算人に対し継続的に返還交渉を行ってはいないものの、これまでの交渉記録等の関連資料を調査した結果、返還する意思表示については口頭で確認しているが、一度の納付もなされておらず、且つ、債務の承認が確認できる書類（納付計画等）も取得できていない状況である。</p> <p>また、平成23年9月の交渉時において、代表清算人より時効成立の主張がなされたとしているが、債権発生以降、債務の承認など明確に時効の中断に至った行為が確認できない状況を鑑みると、市が認識している時効起算日について疑義が生じる。</p> <p>さらに、平成26年9月には、代表清算人から法人の債務を引き継ぐことについて明確に意思表示をしたつもりはないとの主張もなされていることから、本来、解散した法人の債権債務を清算すべき責任にある代表清算人とのこれまでの交渉のあり方についても、疑問が残るものである。</p> <p>以上のことから、当債権については問題が内在していると考えられ、仮に法的手段による返還の訴えを提起した場合においても、債務を承認したことが確認できる書類が整備されていないことなどから、債権確保の見通しが不透明であると判断せざるを得ない。</p> <p>再度、事実関係を踏まえた適切な相談を顧問弁護士と十分に行い、速やかに当債権の合理的で合法的な対応方針を決めるべきもの</p>	<p>工場等立地奨励金の返還事務については、改めて顧問弁護士にも相談を行い、次のとおり事実関係を整理した上で、対応方針を決定しました。</p> <p>1 代表清算人を清和電器産業株式会社代表取締役個人とすることの適法性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社法第483条第4項の規定により、解散前の代表取締役が代表清算人となるため、適法であること。 <p>2 代表清算人の支払う意思の確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表清算人の支払う意思（債務の承認）の確認については、口頭であっても有効であるが、市と相手方の捉え方が異なっている可能性を否定できず、支払う意思を確認できる書類がない中で、債務の承認がなされたとは断定できない状況であること。 <p>3 時効の起算日について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該債権の消滅時効は民法第167条の規定に基づき10年間であり、時効の起算日は、平成5年9月13日（最初の返還請求納付書の納期限日）の翌日であること。 <p>4 時効の中断について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時効については、代表清算人から書面による債務の承認や一度も返還金の納付がされていないことから中断しておらず、既に平成15年9月13日に時効は成立しているが、代表清算人から時効の援用がなされていないため、債権が消滅していない状況であったこと。 <p>5 時効の援用について</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>と史料する。</p> <p>(産業・港湾振興課)</p> <p>2 東京事務所の役割について</p> <p>いわき市東京事務所は、首都圏における本市シティセールス全般の活動拠点として、各省庁からの行政情報の収集や市内工業団地への企業誘致、さらには観光誘客のためのPR活動や農産物等の販路拡大などを目的として昭和 59 年 7 月に開設されたものである。</p> <p>開設当初においては、各省庁からの行政情報の収集と企業誘致が主たる業務であったが、情報通信技術の進展に伴い情報収集業務が縮小している一方で、東日本大震災以降は、市の風評払拭に向けた首都圏での農産物の物販や観光誘客活動、さらには被災地への企業立地を促進するために国や県で創設された企業立地優遇制度等を活用した企業誘致が主な業務となっている。また、当事務所の新たな役割として、平成 28 年 2 月に策定した「いわき創生総合戦略」の目的である人口構造改善に向けた市への移住促進のための首都圏でのシティセールスの拠点としても、大いに期待される場所である。</p> <p>しかし、市におけるシティセールスについては、担当部署が個別に事業を展開している状況が見受けられ、とりわけ観光部門と農林水産部門が実施しているイベント等においては、市の魅力を発信する上で効果</p>	<p>・当該内容を代表清算人に説明を行ったところ、既に会社としての財産は無く、無資力であるため、平成 28 年 3 月 28 日付で当該代表清算人から、民法第 145 条に基づく、時効の援用がなされ、当該債権は消滅するに至ったこと。</p> <p>以上により、平成 28 年 3 月 31 日付で、いわき市財務規則第 60 条第 1 項の規定に基づき、不納欠損処分しました。</p> <p>いわき市東京事務所は、昭和 59 年 7 月に開設以来、各省庁からの行政情報の収集、シティセールス、企業誘致、観光誘客の PR 活動、物産の紹介、販路拡大等、首都圏における活動拠点として、その役割を果たしてきたところであり、特に、東日本大震災以降は、アンテナショップ「いわき・ら・ら」の閉鎖に伴って、首都圏における風評払拭に向けた農産物の販売促進や観光誘客 PR 活動等については、首都圏の窓口として重要な役割を担っているところであります。</p> <p>とりわけ、港区には、平成 20 年 8 月に締結した「商店街友好都市との交流に関する基本協定」により、東日本大震災では多大な支援をいただいたところであります。</p> <p>今後も港区との関係や首都圏でのネットワークを最大限に活かして、本庁各課と連携を図り風評払拭に向けた取り組みを積極的に実施していきたいと考えます。</p> <p>また、観光部門と農林水産部門が実施しているイベント等においては、横断的な繋がりを持った展開が十分に図られていない状況が窺えるとのことですが、本庁各部門では、それぞれの目的に応じ、首都圏でのイベントを開催しているものと認識しております。</p> <p>しかしながら、さらなるシティセールスを展開するためにも、市が一体となった戦略的な展</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>的な取り組みではあるものの、横断的な繋がりを持った展開が十分に図られていない状況が窺える。シティセールスを展開する上においては、市が向かうべき具体的な目標を設定することでさらなる効果が得られるものであり、そのためには、市が一体となった戦略的な展開を図ることが必要と判断されることから、新・いわき市総合計画改定後期基本計画に位置付けた「観光戦略」や「シティプロモーション戦略」を早期に策定し、効率的な推進体制を構築する必要がある。</p> <p>東京事務所においては、これまでの業務を踏襲しつつ、新たに策定予定としている各戦略の首都圏での展開、さらには、2020年に開催される「東京オリンピック」の合宿誘致など、その役割は今後ますます重要となることから、本庁業務との連携を深めながら、さらに効果的に機能するための新たな役割を担い、さらなる市の発展に寄与することを望むものである。</p> <p style="text-align: right;">(東京事務所)</p>	<p>開も必要と考えますことから、これまで以上に関係部門との連絡調整を図ってまいります。</p> <p>更には、昨年度策定した「いわき創生総合戦略」に基づき、首都圏の大学等に進学した若者を対象とした地元企業のインターンシップ事業や、効果的なシティプロモーション事業等の支援にも努めてまいります。</p> <p>企業誘致活動につきましては、平成28年度の新たな組織体制のもと、工業・港湾課、さらには、福島県東京事務所と一体となり、首都圏での人的ネットワークを活用し、企業立地促進法により策定した「いわき地域の基本計画」において集積業種として指定している「輸送用機械」「電子情報技術」「化学・医療」「再生エネルギー」「食品等地域資源活用型」関連産業など、雇用創出効果や経済波及効果が期待できる企業の誘致活動に努めてまいります。</p> <p>また、これまでの業務に加え、本庁各部門で取り組もうとしている首都圏での各戦略の展開につきましても、さらなる市の発展のため、これまで以上に関係部門との連携を深め、首都圏でのアンテナオフィスとしての役割を十分発揮してまいります。</p>